

盟国及び第三十二条に規定する同盟国の非加盟国並びに国際連合に対し、第三十一条及び第三十二条に規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託並びに前条に規定する商業を承認する。

第三十七条

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会において改正することができる。その改正は、改正条約の当事国となる国のみを拘束する。
2 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

第三十八条

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、国際連合事務局に送附する。

千九百七十二年十一月二十三日にパリで、総会の第十七回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書二通を作成した。これらの本書は、同盟国に寄託するものとし、その認証原本は、第三十一条及び第三十二条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。

以上、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて千九百七十二年十一月二十一日に閉会を宣言されたその第十七回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百七十二年十一月二十三日に署名した。

ワシントン条約(CITES)

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

Table with columns: 作成署名 (Date), 効力発生 (Effective Date), 日本国 (Japan), 改正 (Amendment). Includes dates like 1973 and 1975.

締約国は、美しくかつ多様な形を有する野生動植物が現在及び将来の世代のために保護されなければならない地球の自然の系のみがその一部をなすものであることを認識し、野生動植物についてはその価値が芸術上、科学上、文化上、レクリエーション上及び経済上の見地から絶えず増大するものであることを認識し、国民及び国家がそれぞれの国における野生動植物の最良の保護者であり、また、最良の保護者でなければならぬことを認識し、更に、野生動植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないようこれらの種を保護するために国際協力が重要であることを認識し、このため、適当な措置を緊急に取る必要があること

- を確信して、次のとおり決定した。
第一条 定義
この条約の適用上、文脈によつて別に解釈される場合を除くは、
(a) 「種」とは、種若しくは亜種又は種若しくは亜種に係る地理的に隔離された個体群をいう。
(b) 「標本」とは、次のものをいう。
(i) 生体の別を問はず動物又は植物の個体動物にあつては、附属書I若しくは附属書IIに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもの、又は附属書IIIに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるものうちそれぞれ種の種について附属書IIIにより特定されるもの
(ii) 植物にあつては、附属書Iに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもの、又は附属書IIに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるものうちそれぞれ種の種について附属書II若しくは附属書IIIにより特定されるもの
(c) 「取引」とは、輸出、再輸出、輸入又は海からの持込をいう。
(d) 「再輸出」とは、既に輸入されている標本を輸出することをいう。
(e) 「海からの持込」とは、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において捕獲され又は採取された種の標本をいずれかの国へ輸送することをいう。
(f) 「科学当局」とは、第九条の規定により指定される国の科学機関をいう。

- (e) 「管理当局」とは、第九条の規定により指定される国の管理機関をいう。
(b) 「締約国」とは、その国についてこの条約が効力を生じている国をいう。

第二条 基本原則

- 1 附属書Iには、絶滅のおそれのある種であつて取引による影響を受けており又は受けることのあるものを掲げる。これらの種の標本の取引は、これらの種の存続を更に脅かすことのないよう常に厳重に規制するものとし、取引が認められるのは、例外的な場合に限る。
2 附属書IIには、次のものを掲げる。
(a) 現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用がされないようにするためにその標本の取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となるおそれのある種
(b) (a)の種以外の種であつて、(a)の種の標本の取引を効果的に取り締まるために規制しなければならぬ種
3 附属書IIIには、いずれかの締約国が、捕獲又は採取を防止し又は制限するための規制を自国の管轄内において行う必要があると認め、かつ、取引の取締りのために他の締約国の協力が必要であると認める種を掲げる。
4 締約国は、この条約に定めるところによる場合を除くは、附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種の標本の取引を認めない。
第三条 附属書Iに掲げる種の標本の取引に対する規制
1 附属書Iに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行ふ。
2 附属書Iに掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

- 前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
(a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言したこと。
(b) 輸出国の管理当局が、標本が動物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないと認めること。
(c) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は期待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されると認めること。
(d) 輸出国の管理当局が、標本につき輸入許可書の発給を受けていると認めること。
3 附属書Iに掲げる種の標本の輸入については、事前に発給を受けた輸入許可書及び輸出許可書又は輸入許可書及び再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。輸入許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
(a) 輸入国の科学当局が、標本の輸入が当該標本に係る種の存続を脅かす目的のために行われぬものでないことを助言したこと。
(b) 生きている標本の場合には、輸入国の科学当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。
(c) 輸入国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないと認めること。
4 附属書IIに掲げる種の標本の再輸出については、事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

- (a) 再輸出国の管理当局が、標本がこの条約に定めるところにより自国に輸入されたと認めること。
(b) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は期待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されると認めること。
(c) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、輸入許可書の発給を受けていると認めること。
5 附属書Iに掲げる種の標本の海からの持込については、当該持込がされる国の管理当局から事前に証明書の発給を受けていることを必要とする。証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
(a) 当該持込がされる国の科学当局が、標本の持込が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言していること。
(b) 生きている標本の場合には、当該持込がされる国の管理当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。
(c) 当該持込がされる国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないと認めること。

第四条 附属書IIに掲げる種の標本の取引に対する規制

- 1 附属書IIに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行ふ。
2 附属書IIに掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。
(a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に

係る種の存続を脅かすこととならないと助言した
こと。

(b) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に
関する自国の法令に違反して入手されたものでない
と認めること。

(c) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局
が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を著し又
は虐待される危険性をできる限り小さくするよう
に準備され、かつ、輸送されることと認めること。

3 締約国の科学当局は、附属書Ⅰに掲げる種の標本
に係る輸出許可書の自国による発給及びこれらの標
本の実際の輸出について監視する。科学当局は、附
属書Ⅰに掲げるいずれかの種につき、その属する生
態系における役割を果たすことのできる個体数の水
準を及び附属書Ⅰに掲げることとなるような当該い
ずれかの種の個体数の水準よりも十分に高い個体数
の水準を当該いずれかの種の分布地域全体においた
て維持するためにその標本の輸出を制限する必要が
あると決定する場合には、適当な管理当局に対し、
その標本に係る輸出許可書の発給を制限するため
にそのべき適当な措置を助言する。

4 附属書Ⅰに掲げる種の標本の輸入については、輸
出許可書又は再輸出証明書を事前に提出することを
必要とする。

5 附属書Ⅱに掲げる種の標本の再輸出については、
事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出する
ことを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満
たされた場合にのみ発給される。

(a) 再輸出国の管理当局が、標本がこの条約に定
めるところにより自国に輸入されたと認めること。

(b) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当
局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を著し
又は虐待される危険性をできる限り小さくするよう

うに準備され、かつ、輸送されることと認めること。

6 附属書Ⅰに掲げる種の標本の海からの持ち込みにつ
いては、当該持ち込みがされる国の管理当局から事前
に証明書の発給を受けていることを必要とする。証
明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給され
る。

(a) 当該持ち込みがされる国の科学当局が、標本の持
込みが当該標本に係る種の存続を脅かすこととな
らないと助言していること。

(b) 生きている標本の場合には、当該持ち込みがされ
る国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しく
は生育を著し又は虐待される危険性をできる限り
小さくするよう取り扱われると認めること。

7 6の証明書は、科学当局が自国の他の科学機関及
び適当な場合には国際科学機関と協議の上で行う助
言に基づき、一年を超えない期間につきその期間内に
持ち込みが認められる標本の総数に限り発給するこ
とができる。

第五条 附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引
に対する規制

1 附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引は、この条に定
めるところにより行われ、

2 附属書Ⅲに掲げる種の標本の輸出で附属書Ⅲに当
該種を掲げた国から行われるものについては、事前
に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを
必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた
場合にのみ発給される。

(a) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に
関する自国の法令に違反して入手されたものでない
と認めること。

(b) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局
が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を著し又
は虐待される危険性をできる限り小さくするよう

に準備され、かつ、輸送されることと認めること。

3 附属書Ⅲに掲げる種の標本の輸入については、4
の規定が適用される場合を除くほか、原産地証明書
及びその輸入が附属書Ⅲに当該種を掲げた国から行
われるものである場合には輸出許可書を事前に提出
することを必要とする。

4 輸入国は、再輸出に係る標本につき、再輸出国内
で加工された標本であること又は再輸出される標本
であることを証する再輸出国の管理当局が発給した
証明書をこの条約が遵守されている証拠として認
察する。

第六条 許可書及び証明書

1 前三条の許可書及び証明書の発給及び取扱いは、
この条に定めるところにより行われ、

2 輸出許可書には、附属書Ⅳのひな形に明示する事
項を記載するものとし、輸出許可書は、その発給の
日から六箇月の期間内に行われる輸出についてのみ
使用することができる。

3 許可書及び証明書は、この条約の表題、許可書
及び証明書を発給する管理当局の名称及び印字並び
に管理当局の付する管理番号を表示する。

4 管理当局が発給する許可書及び証明書の写しに
は、写しであることを明示するものとし、写しが原
本の代わりに使用されるのは、写しに特記されてい
る場合に限る。

5 許可書又は証明書は、標本の名送り荷について
必要とする。

6 輸入国の管理当局は、標本の輸入について提出さ
れた輸出許可書又は再輸出証明書及びこれらに対応
する輸入許可書を失効させた上保管する。

7 管理当局は、適当かつ可能な場合には、標本の識
別を容易にするため標本にマークを付することができる。
この7の規定の適用上、「マーク」とは、種類の

ない者による模倣ができないようにするよう工夫
された標本の識別のための消すことのできない印
章、封蝋その他の適当な方法をいう。

第七条 取引に係る免除等に関する特別規
定

1 第三条から第五条までの規定は、標本が締約国の
領域を通過し又は締約国の領域において積み替えら
れる場合には、適用しない。ただし、これらの標本
が税関の管理の下にあることを条件とする。

2 第三条から第五条までの規定は、標本につき、こ
の条約が当該標本に適用される前に取得されたもの
において、当該管理当局がその旨の証明書を発給
するときは、適用しない。

3 第三条から第五条までの規定は、手回品又は戻財
である標本については、適用しない。ただし、次の
標本（標本の取得がこの条約の当該標本についての
適用前になされた管理当局が認める標本を除く）
については、適用する。

(a) 附属書Ⅰに掲げる種の標本にあつては、その所
有者が通常居住する国の外において取得して当該
通常居住する国へ輸入するもの

(b) 附属書Ⅱに掲げる種の標本にあつては、(i)その
所有者が通常居住する国以外の国（その標本が野
生の状態で捕獲され又は採取された国に限る。）に
おいて取得し、(ii)当該所有者が通常居住する国へ
輸入し、かつ、(iii)その標本が野生の状態に捕獲さ
れ又は採取された国においてその輸出につき輸出
許可書の発給が必要とされているもの

4 附属書Ⅰに掲げる動物の種の標本であつて商業的
目的のため飼養により繁殖させたもの又は附属書Ⅰ
に掲げる植物の種の標本であつて商業的目的のため
人工的に繁殖させたものは、附属書Ⅱに掲げる種の

標本とみなす。

5 動物の種の標本が飼養により繁殖させたものであ
り若しくは植物の種の標本が人工的に繁殖させたも
のであり又は動物若しくは植物の種の標本がこれら
の繁殖させた標本の部分若しくは派生物であると輸
出国の管理当局が認める場合には、当該管理当局に
よるその旨の証明書は、第三条から第五条までの規
定により必要とされる許可書又は証明書に代わるも
のとして認められる。

6 第三条から第五条までの規定は、管理当局が発給
し又は承認したラベルの付された標本その他の
の保存され、乾燥され又は包装された植物標本の標
本及び当該ラベルの付された生きてい植物が、管
理当局に送達されている科学者又は科学施設の間で
商業的目的以外の目的の下に貸与され、贈与され又
は交換される場合には、適用しない。

7 管理当局は、移動動物園、サーカス、動物展、植
物展その他の移動する展示会を構成する標本の移動
について第三条から第五条までの要件を免除し、許
可書又は証明書なしにこれらの標本の移動を認める
ことができる。ただし、次のことを条件とする。

(a) 輸出者又は輸入者が、標本の詳細について管理
当局に登録すること。

(b) 標本が2又はその以上のいずれかに規定する標本に該
当するものであること。

(c) 生きてい標本の場合には、管理当局が、傷を
受け、健康を損ね若しくは生育を著し又は虐待さ
れる危険性をできる限り小さくするよう輸送さ
れ及び世話されることと認めること。

第八条 締約国のための措置

1 締約国は、この条約を遵守するため及びこの条約
に違反して行われる標本の取引を防止するため、適
当な措置をとる。この措置には、次のことを含む。

(a) 違反に係る標本の取引若しくは所持又はこれら
の双方について処罰すること。

(b) 違反に係る標本の没収又はその輸出国への返送
に関する規定を設けること。

2 締約国は、1の措置に加え、必要と認めるとき
は、この条約を適用するためにとられた措置に違反
して行われた取引に係る標本の没収の積戻（戻金）
となつた費用の国内における求償方法について定
めなければならない。

3 締約国は、標本の取引上必要な手続が速やかに完
了することをできる限り確保する。締約国は、その
手続の完了を容易にするため、通関のために標本が
提示される輸出港及び輸入港を指定することができる。
締約国は、また、生きてい標本につき、通
過、保管又は輸送の間、傷を受け、健康を損ね若し
くは生育を著し又は虐待される危険性をできる限り
小さくするよう適切に世話をするのを確保する。

4 1の措置がとられることにより生きてい標本が
没収される場合には、

(a) 当該標本は、没収した国の管理当局に引き渡さ
れる。

(b) (a)の管理当局は、当該標本の輸出国との協議の
後、当該標本を、当該輸出国の負担する費用で当
該輸出国に返送し又は保護センター若しくは管理
当局の適当かつこの条約の目的に沿つたと認める他
の場所に送る。

(c) (a)の管理当局は、(b)の規定に基づき決定（保護
センター又は他の場所の選定に係る決定を含む）
を容易にするため、科学当局の助言を求めらること
ができるものとし、望ましいと認める場合には、
事務局と協議することができる。

5 4にいう保護センターとは、生きてい標本、特

- に、改取された生きている標本の健康を維持し又は生育を助けるために管理当局の指定する施設をい
- 6 締約国は、附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種の標本の取引について次の事項に関する記録を保持する。
- (a) 輸出者及び輸入者の氏名又は名称及び住所
- (b) 発給された許可書及び証明書の数及び種類、附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種の名称並びに可能な場合には標本の大きさ及び性別
- 7 締約国は、この条約の実施に関する次の定期的な報告書を作成し、事務局に送付する。
- (a) 6(b)に掲げる事項に関する情報の概要を含む年次報告書
- (b) この条約を実施するためにとられた立法措置、規制措置及び行政措置に関する二年ごとの報告書
- 8 7の報告書に係る情報は、関係締約国の法令に反しない限り公開される。
- 第九条 管理当局及び科学当局
- 1 この条約の適用上、各締約国は、次の当局を指定する。
- (a) 自国のために許可書又は証明書を発給する権限を有する一又は二以上の管理当局
- (b) 一又は二以上の科学当局
- 2 批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国は、これらの寄託の際に、他の締約国及び事務局と交渉する権限を有する一管理当局の名称及び住所を寄託政府に通報する。
- 3 締約国は、1の規定による指定及び2の規定による通報に係る変更が他のすべての締約国に伝達されるようにこれらの変更を事務局に通報する。
- 4 2の管理当局は、事務局又は他の締約国の管理当局

- 既若しくは団体の援助を受けることができる。
- 2 事務局は、次の任務を遂行する。
- (a) 締約国の会合を準備し及びその会合のための役割を供給すること。
- (b) 第十五条及び第十六条の規定により与えられる任務を遂行すること。
- (c) 締約国会議の承認する計画に従い、この条約の実施に寄与する科学的及び技術的研究(生きている標本につき適切に準備し、輸送するための基準に関する研究及び標本の識別方法に関する研究を含む)を行うこと。
- (d) 締約国の報告書を研究すること及び締約国の報告書に関する追加の情報であつてこの条約の実施を確保するために必要と認めるものを当該締約国に返贈すること。
- (e) この条約の目的に関連する事項について締約国の注意を喚起すること。
- (f) 最新の内容の附属書I、附属書II及び附属書IIIをこれらの附属書に掲げる種の標本の識別を容易にする情報とともに定期的に刊行し、締約国に配布すること。
- (g) 締約国の利用に供するため事務局の業務及びこの条約の実施に関する年次報告書を作成し並びに締約国がその会合において要請する他の報告書を作成すること。
- (h) この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための勧告を行うこと(科学的及び技術的性格の情報と交換する他の勧告を行うことを含む)。
- (i) 締約国の与える他の任務を遂行すること。
- 第十三条 国際的な措置
- 1 事務局は、受領した情報を参考にして、附属書I又は附属書IIに掲げる種がその標本の取引によつて望ましくない影響を受けていると認める場合又はこの

- 局から要請があつたときは、許可書又は証明書を発給するために使用する印章その他のものの図案を通報する。
- 第十条 この条約の締約国でない国との取引
- 締約国は、この条約の締約国でない国との間で輸出、輸入又は再輸出を行う場合においては、当該この条約の締約国でない国の権限のある当局が発給する文書であつて、その発給の要件がこの条約の許可書又は証明書の発給の要件と実質的に一致しているものを、この条約にいう許可書又は証明書に代わるものとして認ずることができ。
- 第十一条 締約国会議
- 1 事務局は、この条約の効力発生の後二年以内に、締約国会議を招集する。
- 2 その後、事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り少なくとも二年に一回通常会合を招集するものとし、締約国の少なくとも三分の一が書面により要請する場合にはいつでも特別会合を招集する。
- 3 締約国は、通常会合又は特別会合のいずれにおいてであるかを問わず、この条約の実施状況を検討するものとし、次のことを行うことができる。
- (a) 事務局の任務の遂行を可能にするために必要な規則を作成すること及び財政規則を採択すること。
- (b) 第十五条の規定に従つて附属書I及び附属書IIの改正を検討し及び採択すること。
- (c) 附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種の回復及び保存に係る進展について検討すること。
- (d) 事務局又は締約国の提出する報告書を受領し及び検討すること。
- (e) 適当な場合には、この条約の効力を改善する

- の条約が効果的に実施されていないと認める場合には、当該情報を関係締約国の権限のある管理当局に通告する。
- 2 締約国は、1の通告を受けたときは、関連する事実を自国の法令の認める限度においてできる限り速やかに事務局に通報するものとし、適当な場合には、禁止措置を実施する。当該締約国が調査を行うことが望ましいと認めるときは、当該締約国によつて明示的に権限を与えられた者は、調査を行うことができる。
- 3 締約国会議は、締約国の提供した情報又は2の調査の結果得られた情報に基づき、次の会合において検討するものとし、適当と認める勧告を行うことができる。
- 第十四条 国内法令及び国際条約に対する影響
- 1 この条約は、締約国が次の国内措置をとる権利に及ぼすものではない。
- (a) 附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種の標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送の条件に関する一層厳重な国内措置又はこれらの取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送を完全に禁止する国内措置
- (b) 附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種以外の種の標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送を制限し又は禁止する国内措置
- 2 この条約は、標本の取引、捕獲若しくは採取、所持又は輸送についてこの条約に定めているもの以外のものを定めている条約又は国際協定であつて締約国に於いて現在効力を生じておらず又は将来効力を生ずることのあるものに基づく国内措置又は締約国の義務に及ぼすものではない。これらの国内措置又は義務には、関税、公衆衛生、動植物

- のための勧告を行うこと。
- 4 締約国は、通常会合において、2の規定による開催される次の通常会合の時期及び場所を決定することができる。
- 5 締約国は、いずれの会合においても、当該会合のための手続規則を決定することができる。
- 6 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国が、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席させることができる。オブザーバーは、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない。
- 7 野生動物の保護、保存又は管理について専門的な能力を有する次の機関又は団体であつて、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の少なくとも三分の一が反対しない限り、オブザーバーとして出席させることを認められる。
- (a) 政府間又は非政府のものいづれであるかを問わず国際機関又は国際団体及び国内の政府機関又は政府団体
- (b) 国内の非政府機関又は非政府団体であつて、その所在する国によりこの条約の目的に沿つたものであると認められたもの
- これらのオブザーバーは、出席することを認められた場合には、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない。
- 第十二条 事務局
- 1 事務局の役割は、この条約の効力発生のに伴い、国際連合環境計画事務局長が提供し、同事務局長は、適当と認める程度及び方法で、野生動物の保護、保存及び管理について専門的な能力を有する政府間の若しくは非政府の適当な国際機関若しくは国際団体又は政府の若しくは非政府の適当な国内の機関の検査の分野に関するものを含む。
- 3 この条約は、共通の対外関税規制を設け若しくは維持し、かつ、その構成国間の関税規制を撤廃する回開若しくは地域的な貿易機構を創設する条約若しくは国際協定であつて現在締結されており若しくは将来締結されることのある条約若しくは国際協定の規定のうち又はこれらの条約若しくは国際協定に基づき義務のうち、これらの回開又は地域的な貿易機構の構成国間の貿易に関するものにかゝる影響も及ぼすものではない。
- 4 この条約の締約国は、自国がその締約国である他の条約又は国際協定又はこの条約の効力発生の時に有効であり、かつ、当該他の条約又は国際協定に基づき附属書Iに掲げる海産物の種に対し保護を与えている場合には、自国において登録された船舶が当該他の条約又は国際協定に基づいて捕獲し又は採取した附属書Iに掲げる種の標本の取引についてこの条約に基づき義務を免除される。
- 5 4の規定により捕獲され又は採取された標本の輸出については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、当該標本が4に規定する他の条約又は国際協定に基づいて捕獲され又は採取された旨の持込がされた国の管理当局が発給する証明書のみを必要とする。
- 6 この条約のいかなる規定も、国際連合総会決議第二千七百五十五号(第二十五回会期)に基づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び發展を助けるものではなく、また、海洋法に及ぼす影響及び範囲の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいすれかの国の主張及び法的見解も与するものではない。
- 第十五条 附属書I及び附属書IIの改正
- 1 締約国会議の会合において附属書I及び附属書II

の改正をする場合には、次の規定を適用する。

(a) 締約国は、会合における検討のため、附属書 I 又は附属書 II の改正を提案することができる。改正案は、会合の少なくとも五日前に事務局に提出する。事務局は、改正案の他の締約国への通告及び改正案についての関係団体との協議については、2 (b) 又は 3 (c) の規定を適用するものとし、会合の遅くとも三十日前に改正案に係る回答をすべての締約国に送付する。

(b) 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。この 1 (b) の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。投票を棄権する締約国は、改正の採択に必要な三分の二に算入しない。

(c) 会合において採択された改正は、会合の後九十日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3 の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

2 締約国会議の会合と会合との間において附属書 I 及び附属書 II の改正をする場合には、次の規定を適用する。

(a) 締約国は、会合と会合との間における検討のため、この 2 に定めるところにより、郵便手続による附属書 I 又は附属書 II の改正を提案することができる。

(b) 事務局は、海産の種に関する改正案を受領した場合に、直ちに改正案を締約国に通告する。事務局は、また、当該海産の種に関連を有する活動を行っている政府間団体の提供することができる科学的な資料の入手及び当該政府間団体の実施している保存措置との調整の確保を特に目的として、当該政府間団体と協議する。事務局は、当該

政府間団体の表明した見解及び提供した資料を事務局の認定及び勧告とともにできる限り速やかに締約国に通告する。

(c) 事務局は、海産の種以外の種に関する改正案を受領した場合に、直ちに改正案を締約国に通告するものとし、その後できる限り速やかに自己の勧告を締約国に通告する。

(d) 事務局は、事務局が (c) 又は (b) の規定に従つてその勧告を締約国に通告した日から六十日以内に、関連する科学的な資料及び情報とともに改正案についての意見を締約国に送付することができる。

(e) 事務局は、(d) の規定に基づいて受領した回答を自己の勧告とともにできる限り速やかに締約国に通告する。

(f) 事務局が (e) の規定により回答及び勧告を通告した日から三十日以内に改正案に対する異議の通告を受領しない場合には、改正は、その後九十日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3 の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

(g) 事務局が (f) の規定による異議の通告を受領した場合には、改正案は、(h) から (i) までの規定により郵便投票に付される。

(h) 事務局は、異議の通告を受領したことを締約国に通報する。

(i) 事務局が (h) の通報の日から六十日以内に受領した賛成票、反対票及び棄権票の合計が締約国の総数の二分の一に満たない場合には、改正案は、更に検討の対象とするため締約国会議の次の会合に付託する。

(j) 受領した票の合計が締約国の総数の二分の一に達しない場合には、改正案は、賛成票及び反対票を投じた締約国の三分の二以上の多数による議決で

採択される。

(k) 事務局は、投票の結果を締約国に通報する。改正案が採択された場合には、改正は、事務局によるその旨の通報の日の後九十日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3 の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

3 いずれの締約国も、1 (c) 又は 2 (c) に規定する九十日の期間内に寄託政府に対し書面による通告を行うことにより、改正について留保を付することができる。締約国は、留保を撤回するまでの間、留保に明示した種に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

第十六条 附属書 III 及びその改正

1 締約国は、いつでも、その種について第二條 3 にいう規制を自国の管轄内において行ふ必要があると認める種を記載した表を事務局に提出することができる。附属書 III には、附属書 III に掲げるべき種を記載した表を提出した締約国の国名、これらの種の学名及び第二條 (b) の規定の適用上これらの種の個体の部分又は派生物であつてそれぞれの種について特定されたものを掲げる。

2 事務局は、1 の規定により提出された表を受領した後できる限り速やかに当該表を締約国に送付する。当該表は、その送付の日の後九十日で附属書 III の一部として効力を生ずる。締約国は、当該表の送付の後いつでも、寄託政府に対し書面による通告を行うことにより、いずれの種又はいずれの種の個体の部分若しくは派生物についても留保を付することができる。締約国は、留保を撤回するまでの間、留保に明示した種又は種の個体の部分若しくは派生物に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

3 附属書 III に掲げるべき種を記載した表を提出した締約国は、事務局に対して通報を行うことによりいつでも特定の種の記載を取り消すことができるものとし、事務局は、その取消しをすべての締約国に通告する。取消しは、通告の日の後三十日で効力を生ずる。

4 1 の規定により表を提出する締約国は、当該表に記載された種の保護について適用されるすべての国内法令の写しを、自国がその提出を適当と認める解釈又は事務局がその提出を要請する解釈とともに事務局に提出する。締約国は、自国の表に記載された種が附属書 III に掲げられている間、当該記載された種に係る国内法令の改正が採択され又は当該国内法令の新しい解釈が採用されることにこれらの改正又は解釈を提出する。

第十七条 この条約の改正

1 事務局は、締約国の少なくとも三分の一からの書面による要請があるときは、この条約の改正を検討し及び採択するため、締約国会議の特別会合を招集する。改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。この 1 の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。投票を棄権する締約国は、改正の採択に必要な三分の二に算入しない。

2 事務局は、1 の特別会合の少なくとも九十日前に改正案を締約国に通告する。

3 改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託政府に寄託した後六十日で、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後、改正は、他の締約国についても、当該他の締約国が改正の受諾書を寄託した後六十日で、効力を生ずる。

第十八条 紛争の解決

1 締約国は、この条約の解釈又は適用について他の締約国との間に紛争が生じた場合には、当該紛争について当該他の締約国と交渉する。

2 締約国は、1 の規定によつても紛争を解決することができなかつた場合には、合意により当該紛争を仲裁、特に、ヘイグ仲裁仲裁裁判所の仲裁に付することができる。紛争を仲裁に付した締約国は、仲裁決定に従うものとする。

第十九条 署名

この条約は、千九百七十三年四月三十日までワシントンにおいて、その後は、千九百七十四年十二月三十一日までベルヌにおいて、署名のために開放しておく。

第二十条 批准、受諾及び承認

この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託政府であるスイス連邦政府に寄託する。

第二十一条 加入

この条約は、加入のため無期限に開放しておく。加入書は、寄託政府に寄託する。

第二十二条 効力発生

1 この条約は、十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託政府に寄託された日の後九十日で効力を生ずる。

2 この条約は、十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後に批准し、受諾し、承認し又は加入する各締約国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九十日で効力を生ずる。

第二十三条 留保

1 この条約については、一般的な留保は、付することができる。特定の留保は、この条、第十五条及び第十六条の規定に基づいて付することができる。

2 いずれの国も、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、次のものについて特定の留保を付することができる。

(a) 附属書 I、附属書 II 又は附属書 III に掲げる種

(b) 附属書 III に掲げる種の個体の部分又は派生物であつて附属書 III により特定されるもの

3 締約国は、この条の規定に基づいて付した留保を撤回するまでの間、留保に明示した特定の種又は特定の種の個体の部分若しくは派生物に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

第二十四条 廃業

いずれの締約国も、寄託政府に対して書面による通告を行うことにより、この条約をいつでも廃業することができる。廃業は、寄託政府に通告を受領した後十二箇月で効力を生ずる。

第二十五条 寄託政府

1 中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その認証原本をこの条約に署名し又はこの条約の加入書を寄託したすべての国に送付する。

2 寄託政府は、すべての署名国及び加入並びに事務局に対し、署名、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、この条約の改正、留保及びその撤回並びに廃業通告を通報する。

3 この条約が効力を生じたときは、寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定による登録及び公表のためできる限り速やかにその認証原本を国際連合事務局に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十三年三月三日ワシントンで作成した。

附屬書I(略)

◎ボン条約(移動性野生動物種の保全に関する条約)

署名 一九七九年六月三日(条約)
効力発生 一九八三年一月一日

締約当事者は、
多様な形態の野生動物が人類の福利のために保全されなければならない地球の自然系のかげがえのない一部分であることを認め、
人類のそれぞれ世代は、将来の世代のための地球の資源を保有していること、およびこの遺産を保全し、また、利用する場合には賢明に利用するよう確保する義務を有していることに留意し、
環境、生態系、遺伝子、科学、考古学、レクリエーション、文化、教育、社会、および経済の観点から、
野生動物が有する永遠の価値を認識し、
特に、国家の管轄権の境界を横切つて移動する野生動物種に注意を払い、
国家は、自国の国家管轄権の境界の範囲内に生息するか又はそれを横切る移動性野生動物種の保護者であり、また、そうあらなければならないことを認識し、
移動性野生動物種の保全および効果的管理は、かかる種がその生息地のいずれかにおいて生息することになる、国家管轄権の境界の範囲内においてすべての国家による協力的行動を必要とすることを確信し、
国際連合人間環境会議(ストックホルム、千九百七十二年)によって採択され、また、国際連合総会の第二十七会期において賛意をもって採択されたその行動計画の勧告三十二を想起し、

- (4) 地理的範囲とは、移動性の種が、その通常の移動ルートのどこかで、生息し、一時的に留まり、通過し又は上空を飛行する陸域及び水域のすべての区域をいう。
 - (5) 生息地とは、移動性の種の地理的範囲のうち、当該種にとって好ましい生存条件を備えているいずれかの区域をいう。
 - (6) 特定の移動性の種との関係において、地理的管轄国とは、当該種の地理的範囲のいずれかの部分に対して管轄権を行使する国又は国家管轄権の限界を越えて当該種を捕獲している船舶の船籍国をいう。尚、場合によっては、それには、(4)に触れられている国際組織も含まれる。
 - (7) 捕獲とは、捕まえること、狩猟すること、漁獲すること、生け捕ること、罾にかけること若しくは罾考のうへに陥除すること又はこれらの行為に取りかかろうとすることをいう。
 - (8) 補足協定とは、この条約の第四条及び第五条に定められている移動性の種の保全に関する国際協定をいう。
 - (9) 締約当事者とは、国家、又は、主権国家によって構成されている地域経済統合機関であつてこの条約の実効的適用を受ける事柄に関する国際合意の交渉、決定及び適用について権限を有するものをいう。
- 2 この条約の締約当事者である地域経済統合機関は、その権限内の事柄に関して、この条約によってその機関の加盟国に対して与えられている権利及び義務を、自己のものとして行使し、履行することができる。この場合には、当該機関の加盟国がかかる権利を個別に行使することは認められない。
- 3 この条約において、出席しかつ投票する締約当事者の三分の二以上の多数又は全会一致を要する決定

が定められている場合は、それは、出席した締約当事者であつて賛成又は反対の投票を行ったものをいう。投票を棄権した締約当事者は、多数を確定するにあつては、出席しかつ投票する締約当事者の中に入れて計算してはならない。

第二章 基本原則

- 1 締約当事者は、移動性の種を保全することの重要性、並びに、地理的管轄国が、可能であり適切ならば、このための行動の実施に合意すること、保全状況が良好でない移動性の種に対して特別な注意を払ふこと、また、個別に又は協力して、かかる種及びその生息地を保全するための適切かつ必要な措置をとることの重要性を認識する。
- 2 締約当事者は、いかなる移動性の種についても、それが絶滅のおそれのある状態に陥ることを防止するため行動をとる必要性を認識する。
- 3 締約当事者は、とりわけ、以下のことを行う。
 - (a) 移動性の種に関する調査を奨励し、支援し及びそれに協力すること
 - (b) 附屬書Iに掲げられている移動性の種に対して緊急の保護を与えるように努めること、及び
 - (c) 附屬書IIに掲げられている移動性の種の保全及び管理に関する補足協定を締結するよう努めること

第三章 絶滅のおそれのある移動性の種(附屬書I)

- 1 附屬書Iには、絶滅のおそれのある移動性の種を掲げる。
- 2 信頼し得る根拠(それには、入手し得る最善の科学的根拠が含まれる)により絶滅のおそれがあるとされた移動性の種は附屬書Iに掲げることができる。
- 3 附屬書Iに掲げられているいずれかの移動性の種

- 次のとおり協定した。
- 第I条 解釈
- 1 この条約の適用上、次のように定める。
- (a) 移動性の種とは、野生動物の種又は種より下の分類群を構成する個体群のすべて又はその地理的個体群であつて、その個体群の大部分が周期的、周期的に複数の国家を横切るものをいう。
 - (b) 移動性の種の保全状況とは、移動性の種に対して作用している影響であつて、当該種の長期的な分布及び個体群を左右するようなもの総量をいう。
 - (c) 保全状況は、以下の場合に良好であるとされる。
 - ① 移動性の種の個体数の動態データが、長期的に見て、当該種は関連する生態系の中で有機的構成単位として存続していると示している場合
 - ② 移動性の種の地理的範囲が現時点で減少しておらず、また、長期的に見て今後も減少するおそれのない場合
 - ③ 移動性の種の個体数を長期的に維持するに充分な生息地が現存し、また、予見可能な将来にわたつてそれが存続すると考えられる場合
 - ④ 移動性の種の分布と個体群が、できるだけ好ましい生態系の存在が可能であり、また、望ましい野生動物管理と両立するという条件の下で、過去の分布範囲及び個体数レベルに近似している場合
 - (d) 保全状況は、(c)に示されている条件のいずれかに反する場合には、良好ではないとされる。
 - (e) 特定の移動性の種との関係において、絶滅のおそれがあるということは、当該種をその地理的範囲のすべて又はその重要な部分において絶滅する危険性にさらされていることをいう。

- 4 附屬書Iに掲げられている移動性の種の地理的管轄国である締約当事者は、以下のことに努める。
- (a) 当該種の生息地であつて、その種を絶滅の危機から救うために重要なものを保全し、及び、可能であり適切であれば、その原状回復を行うこと
 - (b) 当該種の移動を著しく困難にし又は妨害するような活動又は障害の影響を防止し、除去し、減少させ又はその対応策をとること、並びに
 - (c) 可能であり適切である限りにおいて、当該種を絶滅のおそれのある状態にある原因又はその水根を層層化させる可能性のある原因を防止し、減少させ又は規制すること(それには、外来種の導入を厳しく規制すること又は既に導入されている外来種を管理し若しくは除去することも含まれる)
- 5 附屬書Iに掲げられている移動性の種の地理的管轄国である締約当事者は、当該種に属する個体を捕獲することを禁ずる。この禁止に対する例外は、その内容が明確であり、また、場所及び時間が限定されていることを条件として以下の場合に限つて認められる。その場合の捕獲であつても、当該種を害するように行つてはならない。
- (a) 科学目的の捕獲の場合
 - (b) 影響を受けている種の繁殖又は存続を確保する